

# 放課後児童クラブ Q&A

令和5年10月

## 目次

### 1 入所要件

#### 就労状況等について

- Q 1. どの程度(勤務時間、勤務日数)働いていれば入所できますか。
- Q 2. 土曜日だけの勤務ですが、入所できますか。
- Q 3. 勤務時間が不規則で勤務終了時間が日によって変わりますが、入所できますか。
- Q 4. 自営業で、自宅兼事業所となっていますが、入所できますか。
- Q 5. 父(または母)は夜勤(22時～6時)の勤務ですが、入所できますか。
- Q 6. 祖父母と同居していますが、入所できますか。

#### 就労以外の入所事由について

- Q 7. 母親は妊娠中です。出産後に育休に入りますが、入所できますか。
- Q 8. 現在、父(または母)が育休中ですが、入所できますか。
- Q 9. 現在、父(または母)が育休中です。兄弟姉妹が保育所に入所した場合には、児童クラブに入所したいのですが、入所できますか。
- Q 10. 母親は専業主婦ですが、祖母(別居)の介護にほぼ毎日出かけます。入所できますか。
- Q 11. 父(または母)は自宅にいますが、疾病(または障害)があるため、子どもの面倒をみるのが困難です。入所できますか。
- Q 12. 父(または母)が就職活動を行うため、子どもの面倒をみるのが困難です。入所できますか。

#### 入所できる児童について

- Q 13. 募集要項に記載の「集団生活を営む上で著しく支障のない児童」に当てはまらないのはどのような場合ですか。
- Q 14. 障害やアレルギーがあっても入所できますか。
- Q 15. 神大附属小学校に入学する(在学している)のですが、児童クラブは利用できますか。
- Q 16. 市外の小学校に入学する(在学している)のですが、明石市の児童クラブは利用できますか。
- Q 17. 2月に明石市に転入予定です。4月から入所したいのですが、いつ申請すればいいですか。入所申請書のクラブ欄と住所欄はどのように記入すればいいですか。
- Q 18. 併設型小中一貫教育校の高丘東(高丘西)小学校へ入学する(在学している)のですが、どこの児童クラブを利用すればいいですか。

#### 夏休みのみ・冬休みのみ入所について

- Q 19. 平日の午前中のみ就労していますが、長期休業期間が心配です。4月からの入所はできますか。また、長期休業期間(夏休み、冬休み、春休み)のみの入所はできますか。
- Q 20. 明石市立の小学校ではない他の小学校へ入学する(在学している)のですが、1学期の終業式から2学期の始業の間というのは学校によって様々です。いつからいつまで利用できるのですか。
- Q 21. 春休みだけの入所はなぜ行われていないのですか。
- Q 22. 受付期間内に申請ができない場合はどうすればいいですか。
- Q 23. 入所期間後、退所するときは利用変更届が必要ですか。
- Q 24. 入所期間後、継続して入所を希望します。どのような書類が必要ですか。

## 2 入所申請

- Q 2 5. 募集要項や申請書はどこで入手できますか。
- Q 2 6. 募集要項や申請書を自宅に郵送してもらうことはできますか。
- Q 2 7. 郵送での申請はできますか。
- Q 2 8. 1 1 月 2 4 日（金）までに申請ができなかった場合は受付してもらえませんか。
- Q 2 9. 年度の途中でも入所できますか。
- Q 3 0. 入所決定は申し込み順ですか。
- Q 3 1. 「保護者氏名」欄は、父親・母親のどちらを記載したらいいですか。

## 3 就労証明書

- Q 3 2. 父（または母）は単身赴任中です。就労証明書の提出は必要ですか。
- Q 3 3. 離婚協議中で別居している夫（または妻）がいます。就労証明書の提出は必要ですか。
- Q 3 4. 内縁関係（事実婚）の同居人がいます。就労証明書は必要ですか。
- Q 3 5. 現在就職活動中で、4月から就職の内定をもらっています。就労証明書を提出できませんが、どうしたらいいですか。
- Q 3 6. 新年度の入所申請は就職活動のため誓約書を提出し就労しましたが、退職し、再度就職活動することになりました。どうしたらいいですか。
- Q 3 7. 現在は13時までの勤務なので入所要件に該当しないのですが、17時までの勤務になる予定のため、入所申請します。現在の勤務先では13時までの就労証明書しか提出できませんが、どうしたらいいですか。
- Q 3 8. 就労証明書は、職場の所属長による証明（所属長の個人印）でもいいですか。
- Q 3 9. 就労証明書に誤った記載をしました。訂正印は必要ですか。
- Q 4 0. 兄弟姉妹で合わせて申します。就労証明書は申請する児童にそれぞれすべての保護者分が必要ですか。また、課税状況等届出書や添付書類（非課税証明書など）も同様に必要ですか。
- Q 4 1. 自営業ですが、就労証明書はどのように記入したらいいですか。
- Q 4 2. 4月からの入所のため、就労証明書（証明日11月15日）を取得しました。夏休みのみ、冬休みのみ入所の添付書類として使えますか。

## 4 保護者負担金（利用料）

- Q 4 3. 保護者負担金はどのくらいかかりますか。
- Q 4 4. 預金残高不足などで口座振替ができなかった場合、保護者負担金は翌月分と合わせて引き落としされますか。
- Q 4 5. 市民税非課税世帯の場合、何か添付する書類はありますか。
- Q 4 6. 生活保護世帯の場合、何か添付する書類はありますか。
- Q 4 7. ひとり親家庭等の世帯の場合、何か添付する書類はありますか。
- Q 4 8. 入所当時は、要件に該当しなかったため、減免の申請をしませんでしたが、該当することになりました。その場合、年度途中からでも申請は可能ですか。
- Q 4 9. 減免の対象世帯であったが届出をしていませんでした。遡って減免できますか。
- Q 5 0. 児童扶養手当とはどのようなものですか。
- Q 5 1. 口座振替手続きについては、どの金融機関でできますか。

Q 5 2. 上の子がすでに児童クラブを利用していますが、下の子が新たに入所する場合、口座振替依頼書は必要ですか。

## 5 その他

Q 5 3. 年度途中で家族の状況や住所が変わったり、勤務先を変えたり退職した場合は、どのような手続きが必要ですか。

Q 5 4. 入所後、離婚してひとり親になり、減免申請したいが住基上は同住所で離婚を証明できない。離婚した証明になるものは何か。

Q 5 5. 児童クラブを休所・退所するにはどのような手続きが必要ですか。

Q 5 6. 学校で土曜日に参観日があり翌月曜日が代休日になるような場合、児童クラブは開所しますか。

Q 5 7. 欠席したり、塾に通わせるために集団下校よりも早く帰ったりする場合は、どうすればいいですか。

Q 5 8. 延長（17時～19時）を利用していますが、残業で時間までにお迎えに行くことができない場合、どうすればいいですか。

Q 5 9. お弁当が必要なのはどんな時ですか。児童クラブで昼食が提供されることはありますか。

Q 6 0. 発熱や、ケガをした場合の対応はどうなりますか。

Q 6 1. インフルエンザ等で学級閉鎖になった場合はどうなりますか。

Q 6 2. 宿題はさせてもらえるのですか。

Q 6 3. おやつはどのようなものが出ますか。

# 1 入所要件

## 就労状況等について

Q 1. どの程度(勤務時間、勤務日数)働いていれば入所できますか。

A 1. 勤務時間が児童の下校時刻以降であり、児童の帰宅時間に留守となる場合は入所できます。

勤務時間は保護者の通勤時間を含めおおむね15時頃まで勤務していることを入所要件としていますが、勤務日数は現在のところ制限はありません。ただし、定員に空きがない場合、勤務日数が少ない方等については、待機となることがあります。

Q 2. 土曜日みの勤務ですが、入所できますか。

A 2. 通勤時間を含めた就労時間が、児童の育成時間帯(8時～17時)であれば入所できます。

なお、現在のところ、勤務日数の制限はありませんが、定員に空きがない場合、勤務日数が少ない方等については、待機となることがあります。

Q 3. 勤務時間が不規則で勤務終了時間が日によって変わりますが、入所できますか。

A 3. 入所要件を満たしていれば入所できます。就労証明書に勤務時間がわかるように勤務パターンを記入してください。

Q 4. 自営業で自宅兼事業所となっていますが、入所できますか。

A 4. どうしても家庭での育成ができない状況であれば入所できます。就労証明書とあわせて確定申告書・営業許可証・開業届等、個人事業を営んでいることがわかる書類を提出してください。提出できない場合は、保護者の個人名、屋号の表示がある店舗の広告やチラシ等の書類や売上・収支がわかる書類(取引先から受領した請求書・伝票等)を提出してください。ご提出いただいた添付書類で事業の実態が確認できない場合は、別の書類の提出をお願いすることがあります。

Q 5. 父(または母)は夜勤(22時～6時)の勤務ですが、入所できますか。

A 5. 日中どうしても育成できない状況であれば入所できます。

Q 6. 祖父母と同居していますが、入所できますか。

A 6. 祖父母と同居している場合であっても、保護者(父母)が児童の帰宅時間に不在となる場合は入所できません。

○祖父母等(父母以外で保護者に準ずるもの)と同居の場合の手続き

	生計が同一	生計が別
祖父母等の家族の状況欄への記載	必要	不要
祖父母等の就労証明書	不要	
非課税世帯の減免申請をする場合の非課税判定対象	含む	含まない

## 就労以外の入所事由について

Q 7. 母親は妊娠中です。出産後に育休に入りますが、入所できますか。

A 7. 産前は出産予定日より遡って8週間前に該当する月の初日から、産後は出産日から8週間を経過した月の末日まで入所できます。産前は母子健康手帳(表紙及び分娩予定日のページ)の写しを、産後は母子健康手帳(出生届出済証明のページ)の写しなど出生日のわかるものを提出してください。なお、育休中は、家庭での育成が可能とみなしますので、入所できません。

Q 8. 現在、父(または母)が育休中ですが、入所できますか。

A 8. 育休の間は入所することはできませんが、育休からの復帰日以降についての入所申請をすることは可能です。就労証明書の備考欄に「現在育休中〇月〇日復帰予定」など、復帰する日を記入してください。なお、入所後14日以内に勤務を開始し、入所後1ヵ月以内に、復帰日以降に発行された就労証明書を提出してください。

申請時に就労証明書を提出できない場合は、誓約書の「現在、私は、育児休業取得中であることを申し立てます。」と「育児休業期間を終了し、復職する」にチェックを入れ、復職予定日を記入し提出してください。入所後14日以内に勤務を開始し、入所後1ヵ月以内に、復帰日以降に発行された就労証明書を提出してください。

なお、期限内にご提出いただけない場合、原則退所となります。

Q 9. 現在、父(または母)が育休中です。兄弟姉妹が保育所に入所した場合には、児童クラブに入所したいのですが、入所できますか。

A 9. 育休の間は入所することはできませんが、育休からの復帰日以降についての入所申請をすることは可能です。なお、兄弟姉妹が保育所に入所できなかった等の理由により、引き続き、育休となる場合は入所することができませんので、申請後は、申請を取り下げる旨の利用変更届を提出してください。

Q 10. 母親は専業主婦ですが、祖母(別居)の介護にほぼ毎日出かけます。入所できますか。

A 10. 介護のため、児童の帰宅時間に不在となる場合は入所できます。医師の診断書(原本)、身体障害者手帳などの写し及び1週間の介護・看護スケジュール表(様式は明石市役所ホームページからダウンロードできます)を提出してください。

Q 11. 父(または母)は自宅にいますが、疾病(または障害)があるため、子どもの面倒をみるのが困難です。入所できますか。

A 11. 疾病(または障害)により、どうしても育成ができない状況であれば入所できます。入所申請時に医師の診断書(原本)、身体障害者手帳などの写しなどを提出してください。

入所事由が疾病・障害である場合は、「療養を必要としなくなるまで」が入所可能期間です。医師の診断書には、次の3点の記載があるものを提出してください。(記載内容が不明のものは無効です。)

① 病名

② 療養を必要とする期間(入院期間を含む)

※ 療養を必要とする期間が長期間に及ぶ場合は、期間の終わりは年度末（2025年3月末）を目安としてご記入ください。

③ 家庭での育成（保育）が困難である状況

- Q12. 父（または母）が就職活動を行うため、子どもの面倒をみるのが困難です。入所できますか。
- A12. 就職活動により、どうしても育成ができない状況であれば入所できます。入所申請時に誓約書を提出し、勤務が決まり次第就労証明書を提出してください。入所後90日以内に就労証明書の提出がない場合は退所となります。なお、就職活動を事由とした誓約書を提出して入所できるのは、年度中に一度限りです。また、夏休みのみ、冬休みをみの入所の場合、就職活動を事由に入所することはできません。

入所できる児童について

- Q13. 募集要項に記載の「集団生活を営む上で著しく支障のない児童」に当てはまらないのはどのような場合ですか。
- A13. 児童の暴力行為や施設・設備・備品等の破壊行為、他の児童への危険行為がある場合、そのほか支援員の指示を聞かないなどクラブでのルールが守れない場合を言います。これらの場合、保護者の方へ、随時、報告及び相談させていただきますが、一向に改善されない場合は、入所を制限することがあります。
- Q14. 障害やアレルギーがあっても入所できますか。
- A14. 障害やアレルギーがあっても入所できます。入所申請書の特記事項欄にできるだけ詳しく、障害者手帳の有無、ぜんそく発作、アレルギーの状況などを記入してください。  
なお、障害がある場合は、入所申請書受理後、現在通所している保育園などに状況を確認（電話や直接様子を見に行く）させていただき、受入れができる状態が整ってからの入所決定となります。また、アレルギーがある場合は、おやつを持参していただく場合があります。
- Q15. 神大附属小学校に入学する（在学している）のですが、児童クラブは利用できますか。
- A15. 利用できます。最寄りとなる明石児童クラブ、または住所地の校区の児童クラブを利用が可能です。なお、小学校から児童クラブへは、お子さま自身で移動していただく必要があります。
- Q16. 市外の小学校に入学する（在学している）のですが、明石市の児童クラブは利用できますか。
- A16. 明石市内に在住しているのであれば、市外の小学校に通学している場合でも明石市の児童クラブを利用できます。
- Q17. 2月に明石市に転入予定です。4月から入所したいのですが、いつ申請すればいいですか。入所申請書のクラブ欄と住所欄はどのように記入すればいいですか。
- A17. 4月からの入所希望であれば、2023年11月1日（水）～11月24日（金）の間に申請してください。（年度途中の入所を希望する場合は、入所希望日（1日または15日のいずれか）の3週間前までに申請してください。）住民票の転入届出前でも受付いたします。クラブ欄は、

利用する予定の児童クラブ名を記入してください。

住所欄は、入所決定通知書の送付希望先（年度当初の入所希望の申請であれば、2月末送付予定）の住所を記入してください。送付希望先から住所が変更になった場合は、「利用変更届」を提出してください。

Q 1 8. 併設型小中一貫教育校の高丘東（高丘西）小学校へ入学する（在学している）のですが、どこの児童クラブを利用すればいいですか。

A 1 8. 高丘東小学校に通学する児童は、高丘東児童クラブへの入所、利用、高丘西小学校に通学する児童は、高丘西児童クラブへの入所、利用とします。いずれも、夏休みのみ、冬休みのみ入所についても同様とします。

#### 夏休みのみ・冬休みのみ入所について

Q 1 9. 平日の午前中のみ就労していますが、長期休業期間が心配です。4月からの入所はできますか。また、長期休業期間（夏休み、冬休み、春休み）のみの入所はできますか。

A 1 9. 保護者の通勤時間を含めおおむね15時頃まで勤務していることが入所要件となるため、4月から入所することはできません。

ただし、夏休みのみ、冬休みのみ入所の場合は、平日の午前中のみ就労している場合でも申請することができます。夏休みのみ入所を希望される場合は、2024年5月7日（火）～5月24日（金）の間に、冬休みのみ入所を希望される場合は、2024年10月1日（火）～10月11日（金）の間に申請してください。なお、春休みのみの入所は行いません。

Q 2 0. 明石市立の小学校ではない他の小学校へ入学する（在学している）のですが、1学期の終業式から2学期の始業の間というのは学校によって様々です。いつからいつまで利用できるのですか。

A 2 0. 通っている学校の1学期の終業式から2学期の始業の間が利用できます。ただし、開所期間は7月15日から8月31日に限ります。

Q 2 1. 春休みのみの入所はなぜ行われていないのですか。

A 2 1. 春休み期間は、途中で年度が替わり入学前の新1年生など新しい児童の受入れが始まり、通年入所児童に対する育成支援や安全確保等、一年を通して最も注意が必要となる期間となります。その期間に短期の期間限定児童を加えて受け入れるには受け入れ体制の更なる整備が課題としてあるため、夏休みのみ、冬休みのみ入所とは違い、春休みのみ入所は行っていません。

Q 2 2. 受付期間内に申請ができない場合はどうすればいいですか。

A 2 2. 期限を過ぎてからの申請は受付できませんので、必ず期限までに提出してください。やむをえない理由がある場合は、こども財団放課後児童クラブ担当（TEL078-915-8170）へお問い合わせください。

Q 2 3. 入所期間後、退所するときは利用変更届が必要ですか。

A 2 3. 夏休みのみ、冬休みのみ入所期間での入所決定であるため、届出は不要です。



Q 2 4. 入所期間後、継続して入所を希望します。どのような書類が必要ですか。

A 2 4. 通年利用の入所条件を満たしていれば、入所できます。入所期間終了1週間前までに入所申請書と入所に関する同意書兼確認書を提出してください。(就労証明書等の添付が必要となる場合もあります。)

## 2 入所申請

Q 2 5. 募集要項や申請書はどこで入手できますか。

A 2 5. 各児童クラブや明石市役所こども育成室企画担当で受け取ってください。11月中は、市内の保育園・幼稚園、各市民センター、あかし総合窓口、西明石サービスコーナーでも配布しています。また、関係書類は明石市役所ホームページからダウンロードできます。ただし、「保護者負担金口座振替依頼書」については、複写式となっているためダウンロードできませんので、配布場所にてお受取りください。

Q 2 6. 募集要項や申請書を自宅に郵送してもらうことはできますか。

A 2 6. 原則、郵送はしていません。ただし、自宅が遠方(市外など)にある場合やどうしても受け取りに行けないなどの理由により、入手できない場合は郵送します。

Q 2 7. 郵送での申請はできますか。

A 2 7. 児童クラブ入所申込みについて、郵送での受付を可能とします。なお、書類不備の修正等について、やりとりに時間がかかることがありますので、締切に余裕をもって郵送いただきますようお願いいたします。

Q 2 8. 11月24日(金)までに申請ができなかった場合は受付してもらえませんか。

A 2 8. 受付は11月25日(土)以降も随時行っておりますが、11月24日(金)までに受付した分の入所者が決定した後の入所の決定となります。施設定員を超える申し込みがある場合、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定いたします。

Q 2 9. 年度の途中でも入所できますか。

A 2 9. 定員に空きがあれば、随時入所できます。入所希望日(1日または15日)の3週間前までに申請してください。利用開始日の1週間前までに入所決定の結果を送付します。

Q 3 0. 入所決定は申し込み順ですか。

A 3 0. 申し込み順ではなく、学年や保護者の就労状況等を勘案して入所を決定します。施設定員を超える申し込みがある場合、児童の学年や保護者の勤務状況、家族の状況などを考慮して入所児童を決定いたします。ただし、1・2年生は、原則、入所することができます。

Q 3 1. 「保護者氏名」欄は、父親・母親のどちらを記載したらいいですか。

A 3 1. 「保護者氏名」欄には保護者負担金の納付者を記載してください。父親、母親どちらでも構いません。

### 3 就労証明書

Q 3 2. 父（または母）は単身赴任中です。就労証明書の提出は必要ですか。

A 3 2. 単身赴任中の場合は提出の必要はありません。入所申請書の「生計を同一とする家族の状況」欄の備考欄に「単身赴任中」と記入してください。

Q 3 3. 離婚協議中で別居している夫（または妻）がいます。就労証明書の提出は必要ですか。

A 3 3. 別居中の場合は提出の必要はありません。入所申請書の「生計を同一とする家族の状況」欄の備考欄に「別居中」と記入してください。

Q 3 4. 内縁関係（事実婚）の同居人がいます。就労証明書は必要ですか。

A 3 4. 内縁関係など夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する者である場合は、父または母の配偶者とみなすため、就労証明書は必要です。

○同居人(父または母の配偶者とみなすもの)と同居の場合の手続き

	生計が同一	生計が別
同居人の家族の状況欄への記載	必要	不要
同居人の就労証明書	必要	
非課税世帯の減免申請をする場合の非課税判定対象	含む	含まない

Q 3 5. 現在就職活動中で、4月から就職の内定をもらっています。就労証明書を提出できませんが、どうしたらいいですか。

A 3 5. 内定の証明がもらえる場合は、就労証明書にその旨を記載したものを提出してください。内定の証明がもらえない場合は、誓約書に勤務開始日を記入し提出してください。入所後1カ月以内に勤務開始日以降に発行された就労証明書を提出してください。期限内に提出がない場合は原則、退所となります。なお、就職活動を事由とした誓約書を提出して入所できるのは、年度中に一度限りです。また、夏休みのみ、冬休みをみの入所の場合、就職活動を事由に入所することはできません。

Q 3 6. 新年度の入所申請は就職活動のため誓約書を提出し就労しましたが、退職し、再度就職活動することになりました。どうしたらいいですか。

A 3 6. 就職活動を事由とした誓約書を提出して入所できるのは年度中に一度限りです。就職活動以外の入所事由がない場合は原則、退所となります。

Q 3 7. 現在は13時までの勤務なので入所要件に該当しないのですが、17時までの勤務になる予定のため入所申請します。現在の勤務先では13時までの就労証明書しか提出できませんが、どうしたらいいですか。

A 3 7. 入所申請には、現在の勤務内容と備考欄に「〇月〇日より勤務時間変更予定（〇時～〇時）」と記載されている就労証明書を提出してください。勤務先で記入してもらえない場合は、勤務者ご自身で、余白に勤務時間が変更予定となる旨を記入してください。  
入所後1カ月以内に変更後の勤務時間が記載された就労証明書を提出してください。

Q 3 8. 就労証明書は、職場の所属長による証明（所属長の個人印）でもいいですか。

A 3 8. 所属長に権限があれば、所属長名、所属長の印で構いません。

Q 3 9. 就労証明書に誤った記載をしました。訂正印は必要ですか。

A 3 9. 記載内容を修正される際は、修正箇所に二重線を引いたうえで訂正印（担当者の個人印でも可、その際は押印欄と修正箇所の両方に個人印の押印が必要）を押印してください。

Q 4 0. 兄弟姉妹で合わせて申込みします。就労証明書は申請する児童にそれぞれすべての保護者分が必要ですか。また、課税状況等届出書や添付書類（非課税証明書など）も同様に必要ですか。

A 4 0. 2人以上同時に申込みをされる場合は、就労証明書（すべての保護者1通ずつ）、課税状況等届出書のどちらも児童1人分で構いません。児童氏名欄に兄弟姉妹氏名を連名で記入し、いずれか児童1人分に添付して提出してください。添付書類がある場合も、児童1人分（1通のみ）を必要書類に添付して提出してください。

Q 4 1. 自営業ですが、就労証明書はどのように記入したらいいですか。

A 4 1. 代表者の方が記入し、会社の印はできれば角印か丸印をお願いします。なければ個人印でもかまいません。

※法人化されている場合、添付資料は不要です。

★自営業中心者（個人事業主）の場合、添付資料として認めるものの例

- ・確定申告書の写し
- ・開業届
- ・営業許可証等
- ・その他、事業の実態が分かる書類

（上記の書類がない場合は、販売代金収支内訳表、伝票、店舗の固定資産税通知書、賃貸借契約書、広告、チラシなどを提出してください。）

★自営業中心者（個人事業主）でなく、自営業協力者として従事している場合

- ・自営業中心者の確定申告書の写し（専従者に記載がある場合のみ）
- ・給与の源泉徴収票などの給与の支払い状況を証するもの
- ・給与支払明細等が何も無い場合は、給与支払証明書（様式は市ホームページからダウンロード可）
- ・無給の場合は無給証明書（様式は市ホームページからダウンロード可）

Q 4 2. 4月からの入所のため、就労証明書（証明日11月15日）を取得しました。夏休みのみ、冬休みのみ入所の添付書類として使えますか。

A 4 2. 就労証明書の有効期間は、証明日より3カ月間を目安としています。夏休みのみ、冬休みのみ入所の受付時には使用できませんので、改めて就労証明書を取得してください。

## 4 保護者負担金（利用料）

Q 4 3. 保護者負担金はどのくらいかかりますか。

A 4 3. 基本的には、月額8,000円、8月のみ12,000円となっていますが、月の途中の入退所や家庭の状況（非課税世帯など）により、保護者負担金の額が変わります。また、諸費（おやつ・教材費）（月額2,000円）及び保険料（年額800円）が別途必要となります。

Q 4 4. 預金残高不足などで口座振替ができなかった場合、保護者負担金は翌月分と合わせて引き落とされますか。

A 4 4. 口座振替は毎月月末の1回のみです。口座振替ができなかった場合は翌月の月末に2か月分を同時振替します。残高不足による振替不能とならないようご注意ください。また、2か月分の滞納となった場合は、利用の一時停止や強制退所の対象となりますのでご注意ください。

【残高不足などで、保護者負担金が未納となった場合】

- ① 翌月分の保護者負担金と合わせて2か月分の口座振替をします。
- ② ①の口座振替ができなかった場合）未納の2か月分の納付書をお送りします。到着後、速やかに金融機関の窓口または市役所窓口（本庁、あかし総合窓口、各市民センター）にて納付してください。※コンビニでのお支払いはできません。
- ③ ②の納付書で納付がない場合）利用の一時停止となり、納付が確認できなければ強制退所となります。納付するまで、再入所はできません。

Q 4 5. 市民税非課税世帯の場合、何か添付する書類はありますか。

A 4 5. 添付書類は不要です。

なお、2023年1月1日現在で明石市外にお住まいだった方は、当時の市町村が発行する市町村市民税非課税証明書が必要となります。

Q 4 6. 生活保護世帯の場合、何か添付する書類はありますか。

A 4 6. 明石市で生活保護を受給中の方は不要です。明石市外で受給中の方は、保護者の生活保護受給証明書の原本を添付してください。

Q 4 7. ひとり親家庭等の世帯の場合、何か添付する書類はありますか。

A 4 7. 明石市で児童扶養手当または母子家庭等医療費を受給中の方は不要です。明石市外で受給中の方は、児童扶養手当証書の写しまたは母子家庭等医療費受給者証の写しが必要です。申請中等のために添付書類が提出できない場合は、課税状況届出書のみを提出し、後日、添付書類を提出してください。この場合、受給開始月の確認ができるまでは減免の対象となりませんが、確認後に届

出のあった日の翌月(月の初日である場合はその月)または児童扶養手当の支給開始月(母子家庭等医療費の受給開始月)のいずれか遅い方から適用します。

児童扶養手当証書または母子家庭等医療費受給者証が無い場合(制度の対象者でない場合、制度を申請していない場合など)は、減免できません。

Q 4 8. 入所当時は、要件に該当しなかったため、減免の申請をしませんでしたでしたが、該当することになりました。その場合、年度途中からでも申請は可能ですか。

A 4 8. 年度途中から該当することになった場合でも、申請いただければ、届出日の翌月(月の初日である場合はその月)から減免の適用を受けられます。

Q 4 9. 減免の対象世帯であったが届出をしていませんでした。遡って減免できますか。

A 4 9. 届出日の翌月(月の初日であればその月)から減免の適用を受けられます。

Q 5 0. 児童扶養手当とはどのようなものですか。

A 5 0. 「児童扶養手当」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもがいるひとり親家庭等の世帯に支給される手当のことです。

Q 5 1. 口座振替手続きについては、どの金融機関でできますか。

A 5 1. 口座振替手続きについては、募集要項5ページ「保護者負担金の口座振替手続きについて」に記載のある金融機関でのみ可能です。

Q 5 2. 上の子がすでに児童クラブを利用していますが、下の子が新たに入所する場合、口座振替依頼書は必要ですか。

A 5 2. 同じ口座を使用する場合は、口座振替依頼書を省略できます。入所申請書の「前回登録済の口座を利用する」に☑を記入してください。また、兄弟姉妹が同時に入所する場合は、口座振替依頼書の児童氏名欄に複数の兄弟姉妹の氏名を書くことで、1部の提出にすることができます。

## 5 その他

Q 5 3. 年度途中で家族の状況や住所が変わったり、勤務先を変えたり退職した場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 5 3. 家族の状況や住所などが変わった場合や保護者負担金の減免対象の世帯でなくなった場合など届出事項の変更があるときは「利用変更届」を提出してください。また、勤務先が変わった場合は新たに「就労証明書」を提出してください。また、入所時に提出する児童調査票の内容の変更(緊急連絡先の変更など)については、各児童クラブにご連絡ください。

なお、退職した場合は、入所要件を満たさないため退所となりますので、「利用変更届」を提出してください。

Q 5 4. 入所後、離婚してひとり親になり、減免申請したいが住基上は同居所で離婚を証明できない。離

婚した証明になるものは何か。

A 5 4. 社会保険の資格喪失証明書の写しを提出してください。

Q 5 5. 児童クラブを休所・退所するにはどのような手続きが必要ですか。

A 5 5. 「利用変更届」(各児童クラブに備付けまたは明石市役所ホームページからダウンロードできます)に必要事項等を記入の上、必ず事前に(休所・退所日の2週間前を目安に)各児童クラブまたはこども財団放課後児童クラブ担当へ届け出てください。休所や退所の前日までに届け出がない場合、児童クラブを1日も利用していなくても、保護者負担金及び延長利用料金をお支払いいただきます。

○休所できる期間について

児童の疾病・入院その他、保護者の都合により、月初日から末日までの1か月間(1年度に1回に限り)利用しないことができます。休所する月の保護者負担金はかかりません。

半月単位や、月をまたがったの休所はできません。ただし、夏休み期間(教育委員会が定める夏季休業期間)に限りその期間を休所することができます。この場合、1ヵ月半(7月分の半額と8月分の全額)の保護者負担金はかかりません。

○退所について

放課後児童クラブの利用を取りやめるときは、利用変更届の提出が必要です。

月の途中で退所する場合、15日までの利用であれば当月分の保護者負担金は半額になります。(延長利用料は半額になりません。)

※夏休みのみ、冬休みのみ入所については、休所の取扱いはありません。

Q 5 6. 学校で土曜日に参観日があり翌月曜日が代休日になるような場合、児童クラブは開所しますか。

A 5 6. 代休日でも児童クラブは開所しており、朝から育成をします。

Q 5 7. 欠席したり、塾に通わせるために集団下校よりも早く帰ったりする場合は、どうすればいいですか。

A 5 7. 必ず「安心でんしょばと」等を通じて、児童の出欠や帰宅時間等を児童クラブに連絡してください。いつもより早く帰る場合も連絡をいただければ、対応いたします。なお、児童クラブへの連絡は必ず保護者がしてください。児童からの口頭連絡だけでは対応できません。

Q 5 8. 延長(17時~19時)を利用していますが、残業で時間までにお迎えに行くことができない場合、どうすればいいですか。

A 5 8. 延長の終了時間は厳守してください。保護者がお迎えに行けない場合は、代理の大人が必ずお迎えにきてください。なお、降所時間やお迎えの方が変更になる場合は、必ず「安心でんしょばと」や電話などを通じて、児童クラブに連絡してください。

Q 5 9. お弁当が必要なのはどんな時ですか。児童クラブで昼食が提供されることはありますか。

A 5 9. 学校の給食がない短縮授業日や、春・夏・冬の学校休業期間中、学校代休日は、お弁当が必要です。なお、ご家庭でお弁当のご用意ができない場合は、児童クラブにご相談ください。

Q 6 0. 発熱や、ケガをした場合の対応はどうなりますか。

A 6 0. 発熱して体調の悪い場合は、保護者に連絡しますのでお迎えをお願いします。

擦り傷などの軽傷なケガの場合は、支援員が応急措置をしますが、状況により、保護者に連絡し相談の上、病院で手当てを受けます。その場合は、保護者の方も病院へ来ていただきます。

Q 6 1. インフルエンザ等で学級閉鎖になった場合はどうなりますか。

A 6 1. 学級閉鎖になったクラスの児童は、感染拡大防止の観点から、クラブでの受け入れはできません。

Q 6 2. 宿題はさせてもらえるのですか。

A 6 2. 一人ひとりをきちんと見ることはできませんが、宿題をする時間を取り、声かけをします。

最終的な確認はご家庭でお願いします。

Q 6 3. おやつはどのようなものが出ますか。

A 6 3. 主に市販のお菓子を提供しています。